



スクール「メキシコ2010」

2013年以降の気候変動新枠組み交渉合意に向けたシリーズ勉強会

第3回：革新的資金源

WWFジャパン 小西雅子

(2010年2月開催)

制作：WWFジャパン 気候変動プログラム
2010年2月～2010年12月

[http://www.wwf.or.jp/climate/
climatechange@wwf.or.jp](http://www.wwf.or.jp/climate/climatechange@wwf.or.jp)

革新的資金源

提案	背景について	資金規模	考えられる長所	考えられる短所
1) 公的資金源(気候変動関連)				
国際航空、海運への課税 (Tuvalu, EU, IMO, IETA, Nigeria など)	国際航空旅客、海運輸送への課税 民間航空、海運部門へのセクター別の排出量取引制度を設立することによって、緩和ポテンシャルを増加 基本的に適応基金へ充当(汚染者負担原則に合う)	航空課税: 年間 130 億 USD まで (6USD/国際線旅客のフライトにかけた場合) 海運課税: 年間 30 億ドル (10USD/トン課税した場合)(Tuvalu) 2020 年トータルで 130 億から 490 億ドル (Secretariat ¹)	<ul style="list-style-type: none"> 非常に大規模 自動的(締約国の国内予算配分に依存しない) 潜在的な緩和ベネフィットがある 	<ul style="list-style-type: none"> 国を超えた国際海運、航空への課税であるため、途上国への経済的悪影響の可能性はある(しかし、後発開発途上国(LDC)と小島しょ開発途上国(SIDS)は除外の可能性高い) モニターと実施監視が難しい可能性が高い
京都議定書に基づく割当量のオークション(Norway, EU?)	京都議定書での付属書 I 国の温室効果ガス排出削減目標は、加盟国が 5 年間で排出できる GHG を排出割当量として表記している。加盟国の割当量は、二酸化炭素 1 トンあたりに換算された温室効果ガスの割当量単位(AAUs)により制定されている。資金調達のために、加盟国の割当量単位(AAUs)の一部を取り老いて、オークションする提案—支払い能力と歴史的責任に比例して取り置き分を決定する可能性あり— 過去にノルウェーにより UNFCCC に提案されている	(例)総割当量の 2%をオークションにかけることにより年間 140-250 億 USD を生み出せる予測 (Norway, Mueller ²)	<ul style="list-style-type: none"> 非常に大規模で自動的な資金源 先進国間でいかに資金援助額を割り当てるかの問題を回避することができる(加盟国はオークションに参加するかどうかの選択が可能) UNFCCC 内のスキームであるため、先進国と途上国、最も脆弱な国へ優先順位付けを行う可能性高い 仮に民間企業のオークション参加が可能だとすれば、国内排出量取引制度へのリンクの可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> 国内予算への年間配分と国内排出量取引制度の関与が求められる(オークションのタイミングによる) 加盟国の目標設定を歪める恐れがある 京都議定書のような仕組みによる割当量が継続するかが不確実である US が京都議定書に批准していないこと、また批准する見通しのないこと
オフセット課税	CDM のクレジットを取り置いてその収入を適応基金へ入れるスキームを、他の京都メカニズムであるJIへ広げる	2 億 — 5 億ドル (WRI, 2008 ³)から 20 億ドル(Fankhauser, 2009 ⁴)		
国内排出量取引制度からのオークション収入	EUETS は、2020 年までに 70-80%をオークションへ移行している。これらのオークション収入の一部を国際貢献へ回すこと			
すべての国が基金へ拠出する型 — 気候変動基金(Mexico)	メキシコからの UNFCCC に提出された資金提案、温室効果ガス排出量、人口、GDP に基づき、全ての国が資金を拠出する UNFCCC 下に設立され、COP によりクライテリア、ガイドラインが作成される 全ての国にアクセス権がある、しかし先進国は、寄与の 70%までに限られ、30%は途上国に割り当てられる	初期段階で、およそ年間 100 億ドル調達の予測	<ul style="list-style-type: none"> 非常に大規模な資金 平等な負荷の共有を提供する試み UNFCCC 内のスキームであるため、先進国と途上国、最も脆弱な国へ優先順位付けを公平に表すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 国内予算への年間配分が求められる 全ての国が寄与するという要求は、一部の途上国に受け入れられない可能性もある 国が基金へ貢献し、それから基金の受取を申請することは非効率かもしれない
先進国が基金へ拠出する型 (G77andChina)	先進国から GNP の 0.5%-1%を拠出 「COP 下の効果的な資金メカニズム」を通じた支出(もう一つの「グリーンファンド」となりえる) COP が任命した(専門の)ファンドを管理する専門委員(ボード)を任命	年間 1300 億—2600 億ドルを調達する予測	<ul style="list-style-type: none"> 大規模 UNFCCC 内のスキームであるため、先進国と途上国、最も脆弱な国へ優先順位付けを公平に表すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 公的な開発援助の経験(GMI の 0.7%が ODA に当てられることに合意)により、この提案は非現実的とも示唆される 世界の排出量への差異ある責任を負う
国際炭素税 (Swiss)	一人当たり排出量 15.トンを超える国の全ての化石燃料による排出に、二酸化炭素 1 トン当たり 2USD の国際炭素税を課す。 (液体燃料 1L あたり 0.5US セント)高排出の国に対し、高い負荷を課すことになる。	全体で年間 485 億ドル(およそ年間 140 億ドルが先進国から途上国に譲渡)(Swiss ⁵)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模資金源 自動的で、締約国の年間予算配分に依存しない 排出者(汚染者)が支払いを 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量取引など国内の削減政策を歪める可能性がある 国内において、経済を後退させる可能性がある

¹ UN Secretary-General's High-level Advisory Group on Climate Change Financing (AGF), Background paper for First Meeting, 31st March 2010 prepared by the Secretariat.

² Mueller, B. (2008) International Adaptation Finance: The Need for an Innovative and Strategic Approach, EV42. Oxford:Oxford Institute for energy Studies p.18

³ OECD(2008) "Carbon Finance in Africa" APF/ADDIS-2008/06

⁴ Fankhauser(2009) "The economics of the CDM levy:Revenue potential, tax incidence and distortionary effects"

⁵ UNFCCC(2008a) "Investment and financial flows to address climate change: an update" FCCC/TP/2008/7

	<p>多国間の適応のための基金や国内の気候変動基金(NCCF)の一部を配分する。</p> <p>適応基金や GEF など既存の機構とのリンク</p>		<p>する原則に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> UNFCCC へのリンクは、公平な表明と最も脆弱な国への優先順位付けを可能にする 課税権は国家の統治権内であるため、国際課税にはバリアが大きい 炭素税は、逆進性が高い 	
1) 公的資金源(気候変動関連以外)				
化石燃料補助金の転向	<p>2009年9月、G20で化石燃料への補助金を段階的に減らすことに合意した。</p> <p>G20合意の一部ではないが、G20政府により、化石燃料への補助金を国際的な気候変動への資金に転向してゆくという提案があった</p> <p>G20は、IEA、OPEC、OECD、世銀に対し、G20主導の「エネルギー補助金の規模分析と実施のための提案」を「無駄な消費を促す非効率的な化石燃料補助金を、中期的に合理化し、段階的な廃止していくことを合理化するための共同報告書の作成を求めた。この報告書は4月発表の見込み</p>	<p>付属書I国に対し、670億ドル、OECD非加盟国に対し、300億ドルの予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> 追加的支出ではない、予算の節約 炭素を大量に排出する企業への使用減少インセンティブ OECDとIEAは、補助金の削減により2050年までに世界の排出量の10%を削減可能と予測 G20により合意済 	<ul style="list-style-type: none"> 特に途上国において、補助金を受け取っている生産者に対し社会経済的影響がある。 法的な規制、国際的な監視が困難
金融取引税(FIT)	<p>外貨両替、株式売買などの金融商品の取引へ課す税</p> <p>このメカニズムは、世界的な金融危機下の緊急経済行動を行った政府への補償として検討されている側面があり、支持が増加している。</p> <p>いくつかの国(UK、フランス、ドイツ)は、これを開発と気候変動の可能性ある資金源として調査している。</p> <p>G20はIMFに対し、「銀行システムの補修への政府介入に関連する責務支払いに対し、いかに金融セクターが、公平で実質的な貢献ができるかについて、国々が承認した、又は検討中の選択の幅」に関する報告書の作成を求めている。</p> <p>これは、FITの検討結果を含み6月に発表される予定</p>	<p>0.005%の課税により年間300-600億USDの調達が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常に大規模で、予測可能 予測可能かつ締約国の年間予算に依存しない 明らかな社会的利益のない活動からの資金源 G20により既に検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 金融取引部門の理解、管理への努力が求められる 気候変動を目的として資金の収集、支払いをするメカニズムが存在しない
4) 多国間金融機関などからの資金源				
特別引出権(SDRs)	<p>SDRs(特別引き出し権)は、IMFに加盟する国が持つ資金引き出し権、およびその単位である。IMFにより創設された「自由利用可能な通貨への潜在的請求権(IMF)」</p> <p>短期的には、開発途上国は世界的な金融危機下でIMF加盟国へ配分された未使用のSDRsを、途上国での緊急の気候変動の緩和、適応の基金のための交換可能通貨に転換することができる</p> <p>継続的に、途上国と先進国は、SDRsの正規配分を交換可能通貨に転換し、COP当局の管理下の気候変動基金へ資金を送金する。これは途上国への助成金の発行を可能とする。</p>	<p>約1500億USDが、2009年9月の配分より、未使用SDRsのなかで、利用可能である</p> <p>1000億USDの初期投資の助成金の一部として、年間70億USDが可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常に大規模で、予測可能 先進国の国内予算への影響が少ない/ない 既存のメカニズムで、効果が明らかであり、既存の機構と構造内で実行可能 	<ul style="list-style-type: none"> 誰が、どのように資金を支払うかは不明瞭 IMFは環境と社会的公正に関して不評な機関 SDRsを交換可能通貨に転換した時に、その政府が利子を負う?(ジョージ・ソロスはこのコストをIMF金準備金との相殺を提案) IMF加盟国の3/5(112カ国)で全投票権の85%以上が、SDR配分の増加に合意しなければならない IMFはSDRsに対し条件を加えることができない
3) カーボンマーケット利用の資金源				
NAMAsクレジット型(韓国)	<p>カーボンマーケット-途上国が排出削減行動を行い、クレジットを売ることができる。</p> <p>原則的には、クレジットを発生させるために緩和行動に投資する民間セクターと先進国に依拠する。</p> <p>適応への基金拠出も、民間セクターによりまかなわれる。</p> <p>途上国の緩和行動へ民間セクターによる直接投資</p>	見積りなし	<ul style="list-style-type: none"> 設計いかんで、締約国の国内予算に頼らない 非常に大規模な民間からの投資を引き出すことが可能 国内排出量取引スキームとのリンク 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットの品質に関するリスク 需要を引き出すために、先進国の強い目標に依存する(そうでないと追加的な削減はない) 適応への資金規模は、クレジットの市場価格に依存する
オフセットクレジット型(セクトラルトレーディングなど)				